

建築・設備工事監督要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、佐賀県（県土整備部、農林水産部及び地域交流部）が執行する（県土整備部、農林水産部及び地域交流部以外の各部局からの依頼工事を含む。）建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）の請負契約の適正な履行を確保するために行う監督に関して、必要な事項を定め、業務の統一かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監 督 工事の請負契約に係る設計図書及び契約書（以下「契約図書」という。）に基づく履行の確認、調整及びそれらの記録等の業務実施における指導をいう。
- (2) 監督員 佐賀県建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第9条に規定する監督員及び標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に規定する監督職員を総称していう。
- (3) 請負者等 当該工事請負契約の請負者及び契約約款の規定により定められた現場代理人をいう。
- (4) 審 査 請負者等から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面等）の内容を精査することをいう。
- (5) 確 認 工事の実施状況を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することをいう。
- (6) 承 諾 請負者等が監督員に対し書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。
- (7) 指 示 監督員が請負者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (8) 協 議 監督員と請負者等が対等の立場で結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 監督員の検査 施工の各段階で請負者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、請負者等より提出された資料に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。
- (10) 立会い 工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、その場に臨むことで進行過程を確認する行為をいう。
記録写真又は書類ではその状況を十分に把握することができない場合に、監督員がその場に臨み良否を確認することをいう。
- (11) 軽 易 比較的簡単な事項で、金額や品質にほとんど変更の恐れのないものをいう。

(監督員)

第3条 収支等命令者は、請負契約締結後直ちに監督員として総括監督員、主任監督員及び一般監督員を任命するものとする。

(監督員の任命基準等)

第4条 監督員の任命は、監督員任命伺(様式第1号)によるものとし、原則として次の各号に掲げる区分に応じた職(技術職員に限る。)にある者とする。

なお、工事目的物の全部の引渡し完了した場合には、特別の手續を要することなく、その日をもって免ずることとする。

- 一 総括監督員 当該工事を所掌する本庁各課の副課長相当の職にある者又は現地機関の課長相当の職にある者から任命するものとする。
- 二 主任監督員 当該工事を所掌する本庁各課の係長相当の職にある者又は現地機関の係長相当の職にある者から任命するものとする。
- 三 一般監督員 当該工事を所掌する本庁各課の主査、副主査又は技師の職にある者及び現地機関の主査、副主査又は技師の職にある者から任命するものとする。

2 収支等命令者は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず監督員を任命することができる。

3 監督員に任命された職員について、異動等があった場合には、速やかに監督員変更任命伺(様式第2号)により任命の変更措置を講ずるものとする。

(監督員の通知)

第5条 収支等命令者は監督員を任命したときは、その氏名等を監督員任命通知書(様式第3号)により通知するものとする。監督員の変更の手續も同様とする。

また同時に請負者に通知するものとし、監督員が変更されたときも同様とする(様式第4号、5号、6号)。

(監督業務の委託)

第6条 収支等命令者は工事の特殊性その他の理由により、職員による監督が困難又は適当でないと認められるときは、第4条の規定にかかわらず監督業務の一部を委託することができる。

(監督業務の分類)

第7条 監督員は契約図書に定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 監督員は、総括監督員、主任監督員及び一般監督員とし、それぞれ監督総括業務、

現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

- 3 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、総括監督員及び主任監督員又は一般監督員（主任監督員が置かれている場合に限る。）を、それぞれ置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における一般監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、一般監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務を、それぞれあわせて担当するものとする。
- 4 総括監督員、主任監督員及び一般監督員の業務は概ね次の各号に掲げるとおりとする。

一) 総括監督員の業務（監督総括業務）

- イ 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理。
- ロ 関連する二以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理。
- ハ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の処理及び収支等命令者への報告。
- ニ 請負者の工事関係者について、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者、又は監督員の職務の執行を妨げる者があるときの措置。
- ホ 主任監督業務及び一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理。

二) 主任監督員の業務（現場監督総括業務）

- イ 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理。
- ロ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の審査及び承諾。
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理。
- ニ 関連する二以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。
- ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における

当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督員に対する報告。

- へ 請負者の工事関係者について、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者、又は監督員の職務の執行を妨げる者があるとき、当該措置を必要とする理由の監督総括業務を担当する監督員に対する報告。
- ト 契約図書に基づく工事の実施のため請負者が作成した施工計画書、施工図等の書類（軽易なものを除く。）の審査及び承諾。
- チ 契約図書に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理。
- リ 一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理。

三) 一般監督員の業務（一般監督業務）

- イ 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理。
- ロ 契約図書に基づく工事のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾。
契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）
- ハ 関連する二以上の工事における工程等の調整に係る現場監督総括業務を担当する監督員に対する報告。
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督員に対する報告。
- ホ 請負者の工事関係者について、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者、又は監督員の職務の執行を妨げる者があるとき、当該措置を必要とする理由の現場監督総括業務を担当する監督員に対する報告。
- へ 契約図書に基づく工事の実施のため請負者が作成した施工計画書、施工図等で軽易なものの審査、承諾。
- ト 契約図書に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（重要なものを除く。）の処理。

（監督に関する図書）

第8条 監督員は次の各号に掲げる図書（請負者から提出された図書を含む。）をそれぞれ担当業務に応じて作成し、整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- 一) 工事の実施状況を記載した図書。
- 二) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類。
- 三) 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図

書。

四) その他監督に関する図書。

(指示書・承諾書)

第9条 監督員は請負者に対して指示した事項、請負者の疑義に応答した事項又は請負者と協議した事項について記録し、指示書・承諾書（工事請負契約約款第9条関係、軽易なものを除く。）により行うものとする。

(事故報告)

第10条 監督員は、当該工事に事故が発生したときは、請負者に早急に事故報告書を提出させ、その内容を確認するとともに速やかに所属長等に報告するものとする。

(手直し工事等の監督)

第11条 監督員は、検査の結果により検査員が工事の手直し等を指示したときは、その履行について監督を行うものとする。

(工事成績の評定及び工事技術的難易度の評価)

第12条 監督員は、工事が完了したときは、当該工事成績の評定及び工事技術的難易度の評価をしなければならない。

2 前項の工事成績の評定及び工事技術的難易度評価を行ったときは、佐賀県建設工事検査規程第11条に規定する報告とあわせて、その結果を収支等命令者に報告しなければならない。

3 収支等命令者は、前項の報告があったときは、請負者に対し工事成績の評定及び工事技術的難易度評価の結果について通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
(佐賀県土木工事および建築工事等監督要領の廃止)
- 2 平成11年の要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。